

これからの神奈川県の あり方について

(案)

平成24年12月

神奈川県

目 次

1	ねらい	1
2	めざす姿	1
3	地域主権型社会の実現に向けた役割分担	2
4	実現に向けた取組	3
	(1) 神奈川モデルの実現	3
	(2) 新たな特区制度の創設	4
	(3) 財政の自立	5
	(4) 市町村の行財政基盤の強化	6
	(5) 住民自治の拡充	7
	参考1 道州制・大都市制度	8
	(1) 道州制	8
	(2) 大阪都構想	9
	(3) 特別自治市構想	10
	参考2 施策例	11

1 ねらい

神奈川県を取り巻く環境の変化

- 確実に到来する超高齢社会、人口減少社会に伴う住民ニーズの多様化・変容 ⇒ 速やかに地域の課題を解決できるよう中央集権型の行政システムを転換
- 経済の流動化・グローバル化による県内製造業事業者数の減少、厳しい雇用情勢 ⇒ 地域特性を生かした産業の集積化と自立的地域経済の確立
- 道州制、大都市制度に関する議論の活発化 ⇒ 国、広域自治体、基礎自治体のあり方の検討

(神奈川県の特徴)

- ・ 本県単独でも、欧州の一国に匹敵する総生産規模を有する
- ・ すべての自治体の類型を包含(3つの指定都市、中核市、特例市、一般市、町、村)
- ・ 高い利便性、豊かな国際性、歴史と文化、水資源、多彩な自然環境、人材の集積

指標	人口	県内(国内)総生産
神奈川県	905万人	297,476億円
スウェーデン	950万人	375,098億円
オーストリア	840万人	354,310億円
デンマーク	558万人	288,701億円

※総生産額は、神奈川県は県内総生産、各国は国内総生産
出典：H22年国勢調査、H21年度内閣府県民経済計算

地域主権実現のための指針(平成24年10月)

- 道州制をめざす中で、これからの本県のあり方について、県民や市町村と意見交換を行いながら検討を進め、新たな特区制度の創設を国に提案するなどに取り組みます



地域の実情に応じた多様な地方自治の形態を認めるべき

神奈川県民にとって、どのような県のあり方がよいのか

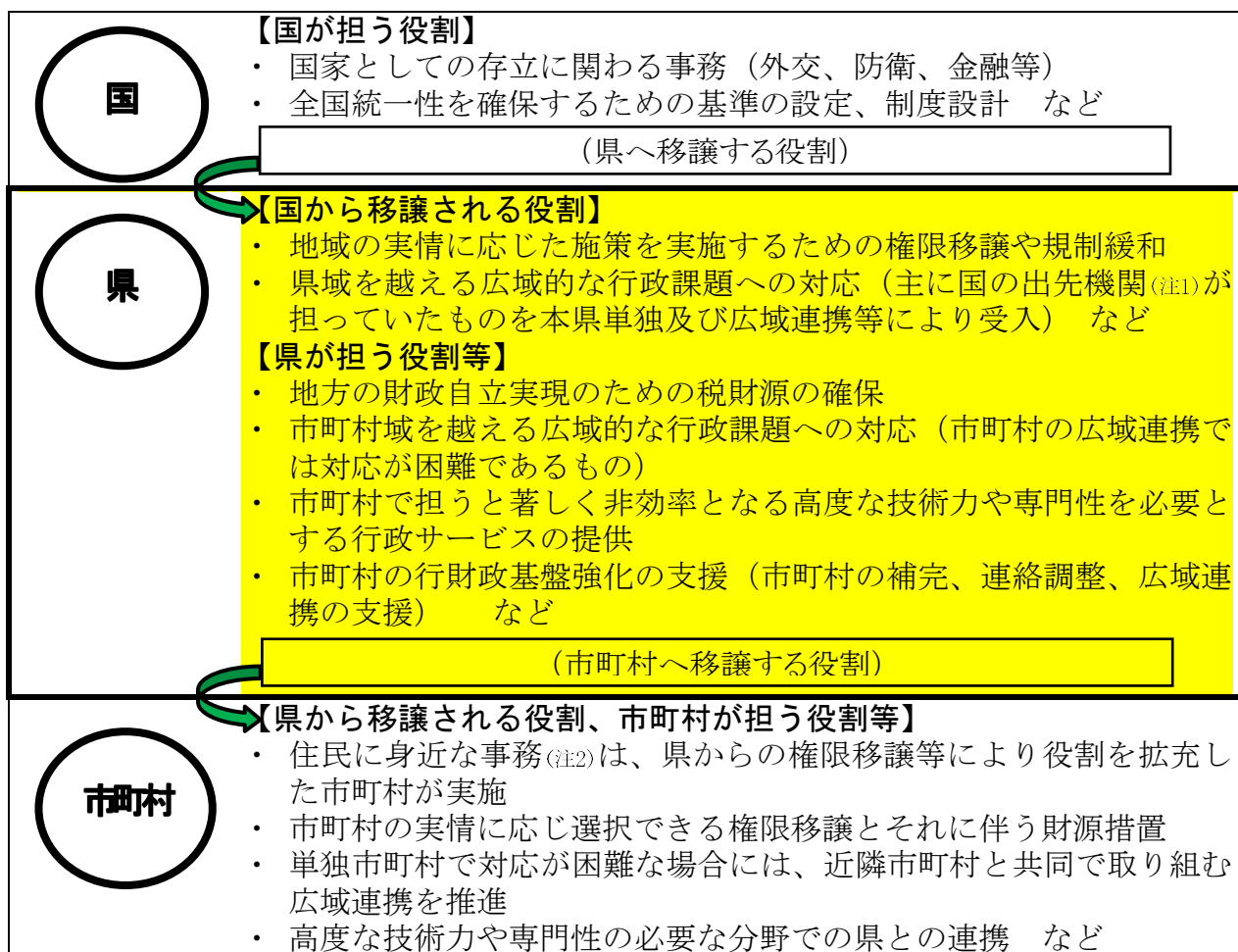
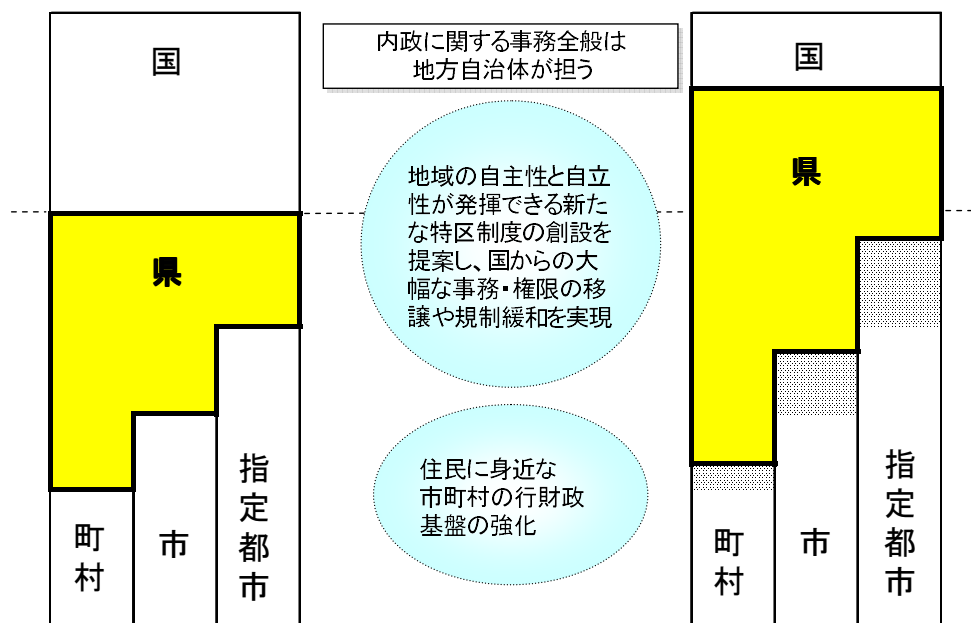
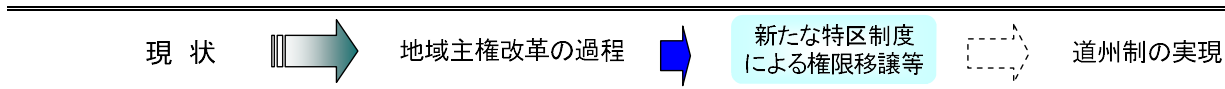
2 めざす姿

- 神奈川県のエリアで新たな特区制度を活用し、国からの大幅な事務・権限の移譲や規制緩和を実現
- 神奈川の創意と工夫による先進的な取組「神奈川モデル」の実現
- 住民に身近な事務は、県からの権限移譲等により役割を拡充した市町村が実施



「神奈川のごときは、神奈川自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」
地域主権型社会の実現

3 地域主権型社会の実現に向けた役割分担



(注1) 関東地方を所管する国の出先機関は7省11系統

(注2) 地域の実情に応じてきめ細やかに対応する必要のあるもの、对人的要素の多いもの

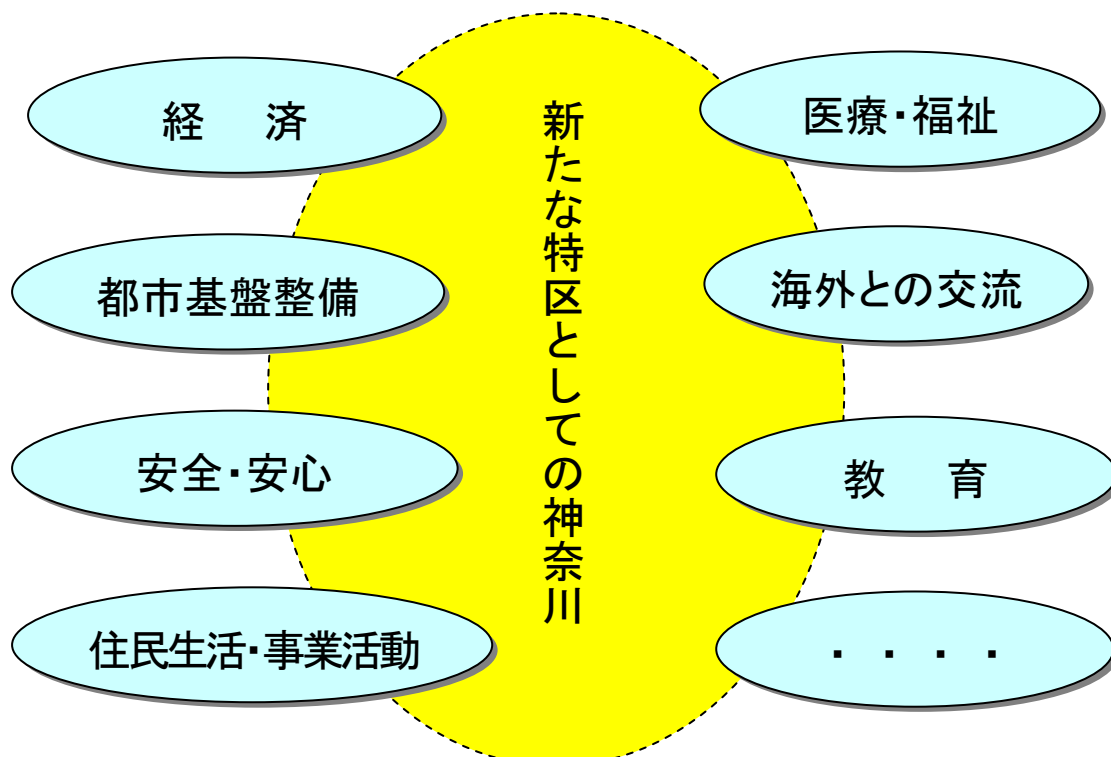
4 実現に向けた取組

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 神奈川モデルの実現 | (4) 市町村の行財政基盤の強化 |
| (2) 新たな特区制度の創設 | (5) 住民自治の拡充 |
| (3) 財政の自立 | |

(1) 神奈川モデルの実現

～神奈川のごことは、神奈川で。世界に開かれた神奈川へ～

■分野のイメージ



教育、経済、安全・安心など様々な分野において、神奈川モデルの施策を展開していく

(2) 新たな特区制度の創設

新たな特区制度のイメージ

- ・ 原則として県内全域を対象
- ・ 県と市町村の創意と工夫が生かせる仕組み
- ・ 本県を所管する国の出先機関の事務・権限も対象
- ・ 権限に見合った税財源の移譲



地域の自主性と自立性が発揮できる新たな特区制度の創設を提案

- ・ 現行の道州制特区推進法に準じる
- ・ 神奈川県が単独で対象となるよう一定の人口要件（例えば、北海道と同等の500万人以上）を設定
- ・ 法令の特例措置の範囲を広域的施策に限定しない

(参考) 国における特区制度と新たな提案

制度	制度の概要	主な課題点
総合特別区域	<p>【総合特別区域法】</p> <p>「新成長戦略」を実行するため、複数の規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に実施するもの。国と実施主体の「協議の場」において、国と地域が一体となって推進</p> <p>■国際戦略総合特別区域 我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組を対象</p> <p>■地域活性化総合特別区域 地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象が、取組の先駆性、地域の責任ある関与等の要件を満たす地域に限定
構造改革特別区域	<p>【構造改革特別区域法】</p> <p>各地域の特性に応じて規制の特例措置を定めた「構造改革特区」を設定し、教育、農業、社会福祉等の分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主として個別の規制の特例措置を対象とし、税制・財政・金融措置は対象外 ・ 全国展開を前提とした限定的な認定
道州制特別区域	<p>【道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律】</p> <p>将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体からの提案を踏まえ、広域的施策に関する国からの事務・事業の移譲を進めていくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定団体として位置付けられるのは、北海道又は3以上の都府県が合併した都府県であり、都府県では適用が極めて困難

課題を克服した 新たな特区制度の創設

・ 特定の地域ではなく、
県内全域を対象

・ 権限に見合った税財
源の移譲

・ 地域の創意と工夫が
生かせる仕組み

・ 現在の都府県も単独
(人口要件)で対象

・ 法令の特例措置の範
囲を広域的施策に限
定しない

(3) 財政の自立

基本的な考え方

- ・ 新しい地方自治制度を構築し、本県独自の施策・事業を実施するためには、財政の自立が必要である
- ・ 地方税財源の充実強化、臨時財政対策債の地方交付税への復元など地方税財政制度の抜本的な改革を国に求める
- ・ 抜本的な行財政改革により歳出を削減するとともに、本県独自で実現可能な地方税財政制度に関する取組を検討する
- ・ 道州制の導入に向けて、地方が役割と権限に見合った財源を確保できるよう、新たな地方税財政制度の構築を求める



取組内容

- 国に対する働きかけ
(地方税財源の充実強化)
 - ・ 国と地方の役割分担を見直し、地方の仕事量に見合う税財源を確保するため、所得税から住民税への一層の税源移譲など、偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税財源の充実強化
 - ・ 地方交付税について、総額の確保と大都市圏特有の財政需要を適切に反映するよう算定方法の見直し
 - ・ 国の裁量に左右されずに必要な総額を確保し、地方が財源調整を行う地方の固有財源としての「地方共有税」の導入
- (臨時財政対策債の地方交付税への復元)
 - ・ 臨時財政対策債を廃止し、地方の財源不足の解消は、交付税率の引上げにより対応
- (国と地方の財政負担の適正化)
 - ・ 地方の裁量権を拡大するため、国庫補助金を廃止し、所要額を全額税源移譲
 - ・ 地方超過負担は完全解消し、「国と地方の協議の場」において十分な議論を行い、国と地方が相互理解の下で施策を推進
- (道州制における地方税財政制度の構築)
 - ・ 道州制において、国と地方の役割分担に応じた、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築に向け制度設計を開始
- 本県独自の取組
(県債管理)
 - ・ 県債全体の管理目標の設定を検討
- (課税自主権の活用)
 - ・ 法人二税と個人県民税の超過課税により、安定的な財源の確保
 - ・ 課税自主権の活用による自主財源確保策について、神奈川県地方税制等研究会や全国知事会等の議論を踏まえて検討

(4) 市町村の行財政基盤の強化

期待される市町村像

「神奈川県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想」
(平成19年10月)における考え方を継承

- ・ 住民が求める行政サービスを主体的・完結的に提供できる権限と財源を備えている市町村
- ・ 専門職員により質の高い行政サービスを安定して提供できる高い専門性を備えている市町村
- ・ 行財政運営の効率性が発揮できる一定の人口規模・行政区域を有する市町村
(注：現時点では広域連携を想定)
 - ※ 住民に身近な行政分野を主体的・完結的に展開できる規模として、人口30万以上という規模を視野に入れた「中核市相当あるいはそれ以上の都市」をめざし、これにふさわしい権限と能力、財政基盤の整備に向けた取組が必要である



基本的な考え方と取組内容

- 市町村の規模・態様に応じて自立性を高める方策を県・市町村間行財政システム改革推進協議会で検討

(権限移譲の推進)

- ・ 地域課題に総合的に取り組める包括的な権限移譲の取組を継続する
- ・ ワンストップ化など住民が行政にアクセスする際の利便性が高まり、市町村が処理しても非効率とならない事務などの一層の権限移譲を進める
- ・ 県内33市町村は、3 指定都市、1 中核市、5 特例市、1 保健所設置市など多様な規模・態様があることから、市町村が実情に応じ選択できるように、権限移譲のメニュー化を進める

(広域連携の推進)

- ・ 単独市町村での対応が困難な場合には、可能な分野から近隣市町村と共同で取り組めるよう、広域連携を推進（広域の枠組づくりや市町村間調整含む）する
- ・ 市町村の広域連携事業に対して重点的な財政支援を行う（市町村自治基盤強化総合補助金など）

(高度な技術力や専門性のある分野の補完)

- ・ 市町村所管事務のうち、高度な技術力や専門性が求められる分野については、市町村の規模・態様に応じ、事務執行や施設運営において県と市町村との連携などを行う

(指定都市との連携・協調)

- ・ 国からの新たな事務・権限の移譲や税財源のあり方について、連携や協議を行う

(5) 住民自治の拡充

住民自治拡充の必要性・意義

- ・ 地域主権改革が進展し、地方自治体が自らの地域のことを自己責任のもと決定できる範囲が広がる中、住民の意思に基づいた政策の実現を図る必要がある
- ・ 多様な担い手が協働して公共的な課題に対応する必要がある



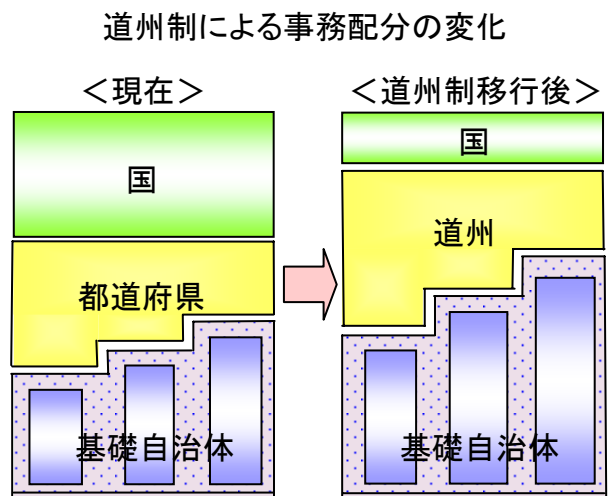
取組内容

- ・ 住民参加による行政運営
(多様な住民参加の機会の確保など)
- ・ 市町村の参加による行政運営
(市町村との連携強化、市町村との協議体制の着実な運用など)
- ・ 透明かつ公正な行政運営
(情報公開制度の適切な運用、行政情報の積極的な提供など)
- ・ 協働による行政運営
(NPOなど民間の団体との連携など)

参考 1 道州制・大都市制度

(1) 道州制

- 広域自治体のあり方を見直すことによって、国と地方のあり方を再構築するもの
- 地域主権改革を促進し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有効な方策
- 国は、国家の存立、全国的に統一すべき基本ルール等に特化（外交、防衛、金融等）
- 国の出先機関の事務・権限など内政に関する事務・権限は地方へ移譲



【課題】

- ・ 道州制の導入に当たって、首都圏をはじめ区割りの合意に時間を要するおそれがある
- ・ 区割りや税財政制度によっては、道・州間の財政格差が拡大するおそれがある
- ・ 規模が大きくなることで住民との距離が広がるおそれがある

【本県の考え方】

- ・ 中央集権から地域主権型へ行政システムの転換を図るためには、国・地方を通じた構造改革である道州制の導入が必要である
- ・ 本県単独でも、欧州の一国に匹敵する総生産規模を有する

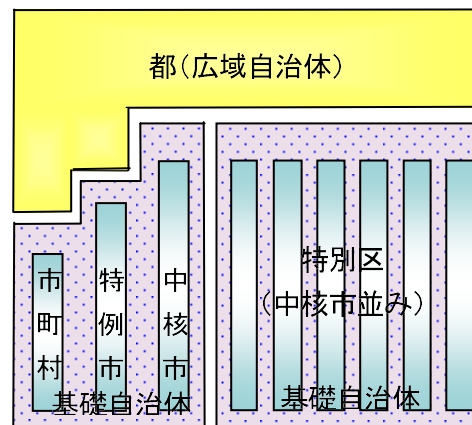
【今後の方向】

- ・ 現行の道州制特区推進法に準じ、人口要件により神奈川県が単独で対象となる新たな特区制度の創設を提案する
- ・ 道州制の導入を計画的かつ安定的に推進する仕組みを整えるため、道州制を推進する法律の制定を提案する

(2) 大阪都構想

- 大阪府と大阪市の二重行政を解消し、大阪全体の経済成長を実現することが目的。広域行政を担う「都」と、住民に身近な行政サービスを担う基礎自治体の「特別区」に再編するもの
- 「特別区」は、中核市並みの十分な権限と財源を有するとしており、一区当たりの人口規模は30万人程度で、公選の首長・区議会を置くこととしている
- また、大阪「都」、「特別区」とともに必要なサービスを行える財源を安定的に確保するために「財政調整制度」を創設するとしている
- 実現に向けた法律（大都市地域における特別区の設置に関する法律）が平成24年8月29日に成立した

大阪都構想のイメージ



【本県の考え方】

- ・ 大阪都構想は、地域の実情に応じた多様な地方自治の形態として尊重するが、次のとおり検討すべき課題がある
 - * 大阪の場合、特別区に東京23区を上回る中核市並みの権限を与えるとしているが、どこまで可能なのか。一方、特別区に中核市並みの権限を与えた場合、エリア内（大阪市域）の司令塔を一本化できるのか
 - * 府＝都が財源のバランスをとるために税の一部を徴収して区に配分する「財政調整制度」について、特別区の財政不均衡を是正できるほどの税収を得られるのか、また、不公平感のない配分ができるのか
 - * 大阪市を8～9の特別区に再編するとしているが、区割りをどう決定するのか
- ・ 大阪では、府と市の機能的なすみ分けができておらず、いわゆる「二重行政」の解消が大きな課題となっている。一方、本県においては、昭和50年代から知事と市長が直接協議を行うなど、役割分担に応じ、また、相互に補完し合いながら行政を推進してきている
- ・ 本県としては、3指定都市の基礎自治体としての行政運営を尊重しており、指定都市を分割したり、特別区制度を導入する必要はない

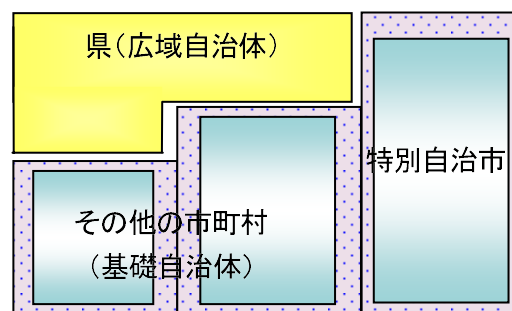
【今後の方向】

- ・ 今後とも3指定都市の独自性を尊重しながら、具体的な課題に対しては明確な連携を図ることにより、本県エリアで統一性をもった施策を展開する

(3) 特別自治市構想

- 指定都市市長会の提案によれば、現行の広域自治体（道府県）－基礎自治体（市町村）という二層制を廃止し、新たな地方自治体として、広域自治体に包含されず、地方が行うべき事務の全てを担う「特別自治市」を創設するもの
- 特別自治市が市域内の地方税を一元的に賦課徴収するとしている
- 実現に向けては地方自治法の改正もしくは新法制定が想定される

特別自治市構想のイメージ



【本県の考え方】

- ・ 特別自治市構想には、次のとおり検討すべき課題が多く、地方自治制度としては慎重な検討が必要である
 - * 従来の国の役割を含めた広域的な行政課題に対して、広域自治体による総合的・一体的な取組が阻害される
 - * 市域内の地方税を特別自治市が独占する場合、税制度の内容によっては、広域自治体が提供する行政サービスのための税源確保が困難になることが想定される
 - * 基礎自治体の権限、広域自治体である県の権限及び国の権限の一部を併せた巨大な基礎自治体となることは、権限の過度の集中が懸念される
 - * 巨大な基礎自治体となるため、特別自治市域における住民自治への弊害が懸念される
- ・ 県の中で権限や財源を取り合うのではなく、国から権限や財源を持ってくるという観点で一緒に向き合い、連携をとりながらウィン・ウィンの関係をめざす

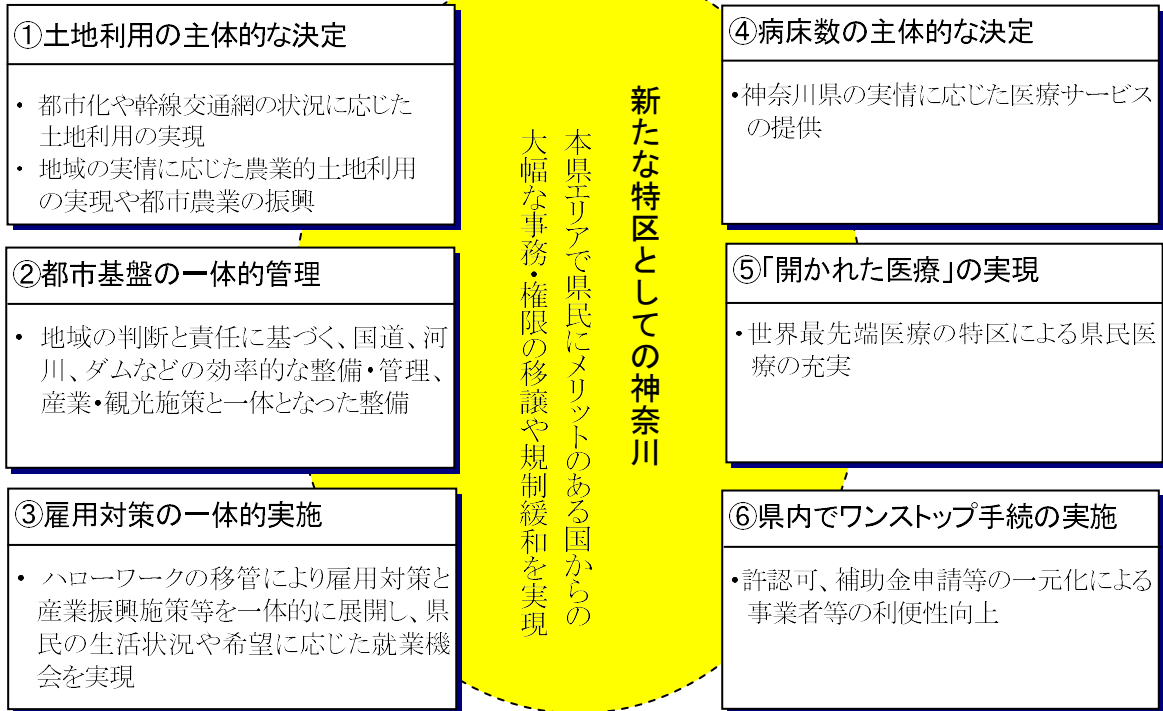
【今後の方向】

- ・ 特別自治市構想については、引き続き本県としても全国知事会などの場において検討・協議するとともに、指定都市及びその他の市町村とも意見交換を行う

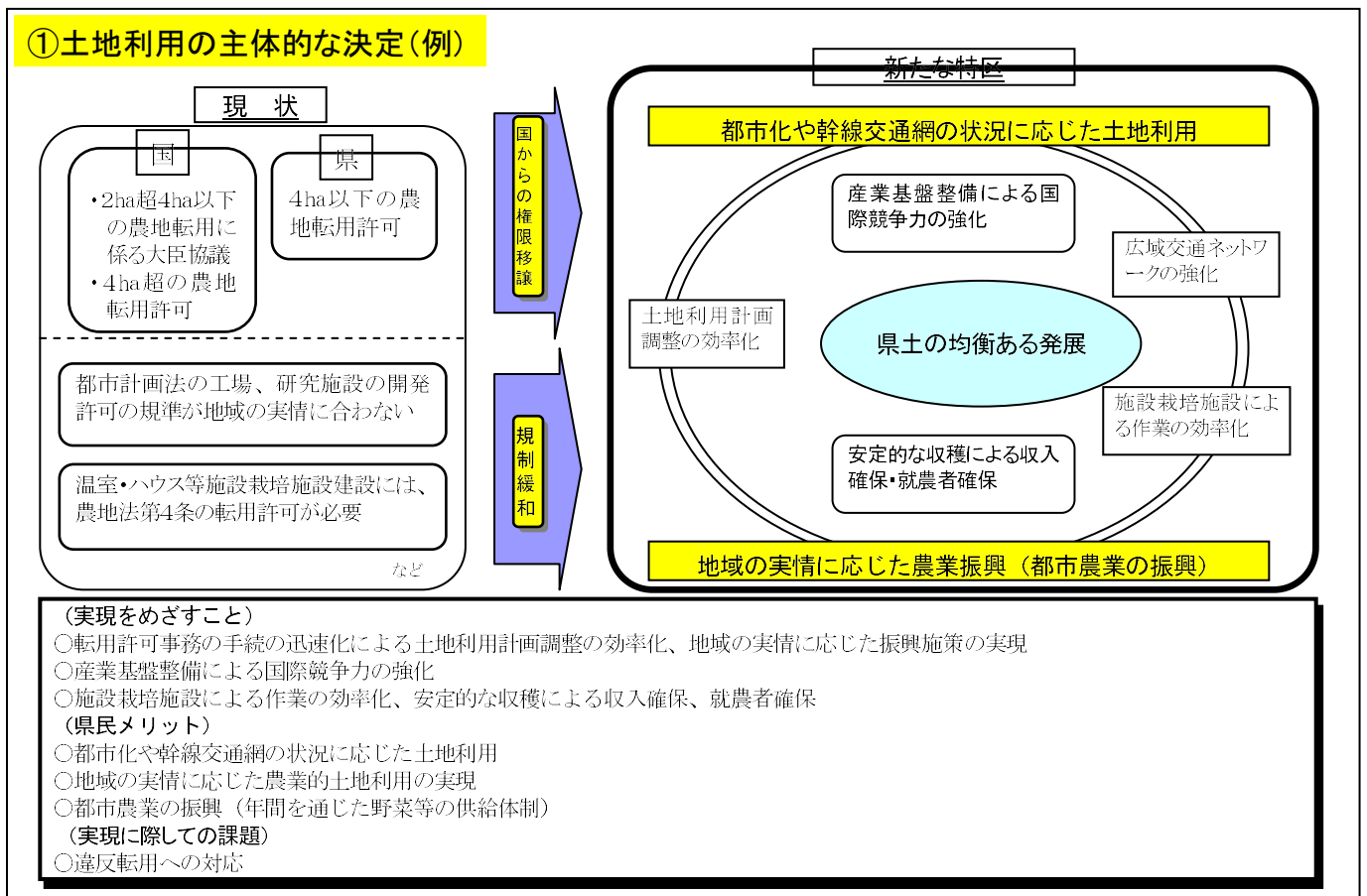
(いわゆる「二重行政」について)

- ・ 神奈川県は、全国に先駆けて、指定都市を含めて市町村への権限移譲に取り組むとともに、県の施策・事業の見直しを通じて県と市町村との役割分担が適切になるよう見直し、相互に補完し合いながらサービスの充実に努めてきている
- ・ 指定都市と県は、昭和50年代から、知事と市長が定期的に共通課題について意見交換を重ね、その時々での解決を図ってきている
- ・ 指定都市は、幼稚園、保育所といった子育て支援に関する事務や、都市計画といったまちづくりの事務などについて、法令により県と市の役割分担が定められているものの、それを「二重行政」であるとして、事務処理の主体を指定都市に一元化したいとしている
- ・ 指定都市から提起された課題・意見については、県と指定都市との意見交換の場において議論していく

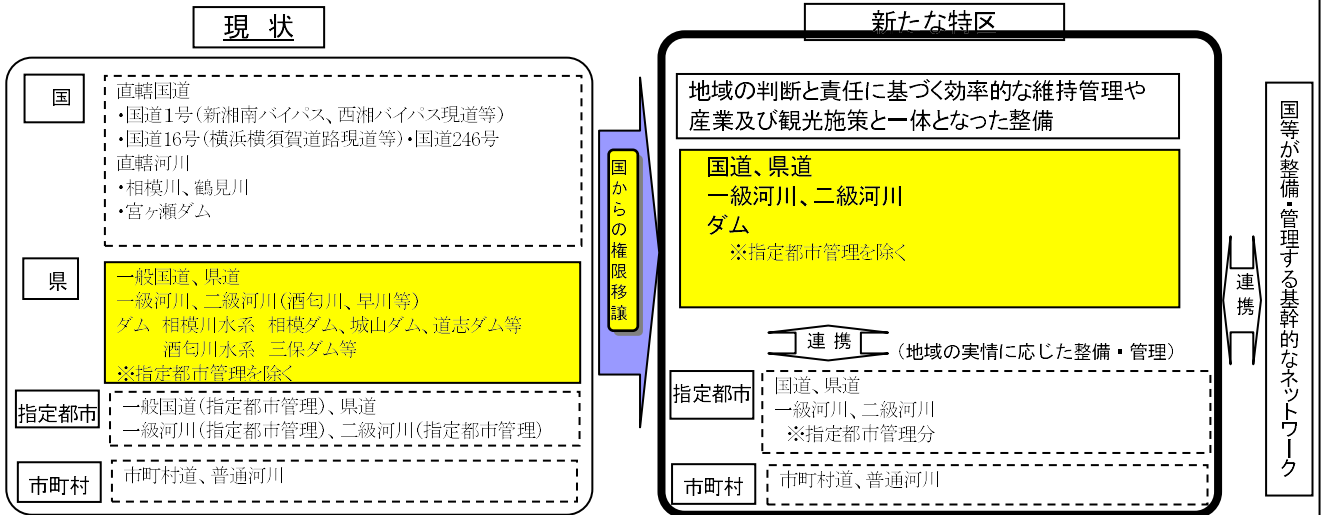
参考2 施策例



※ 個別施策例示における国からの権限移譲等に伴う県、市町村の間の具体的な役割分担については今後検討



②都市基盤の一体的管理(例)



(実現をめざすこと)

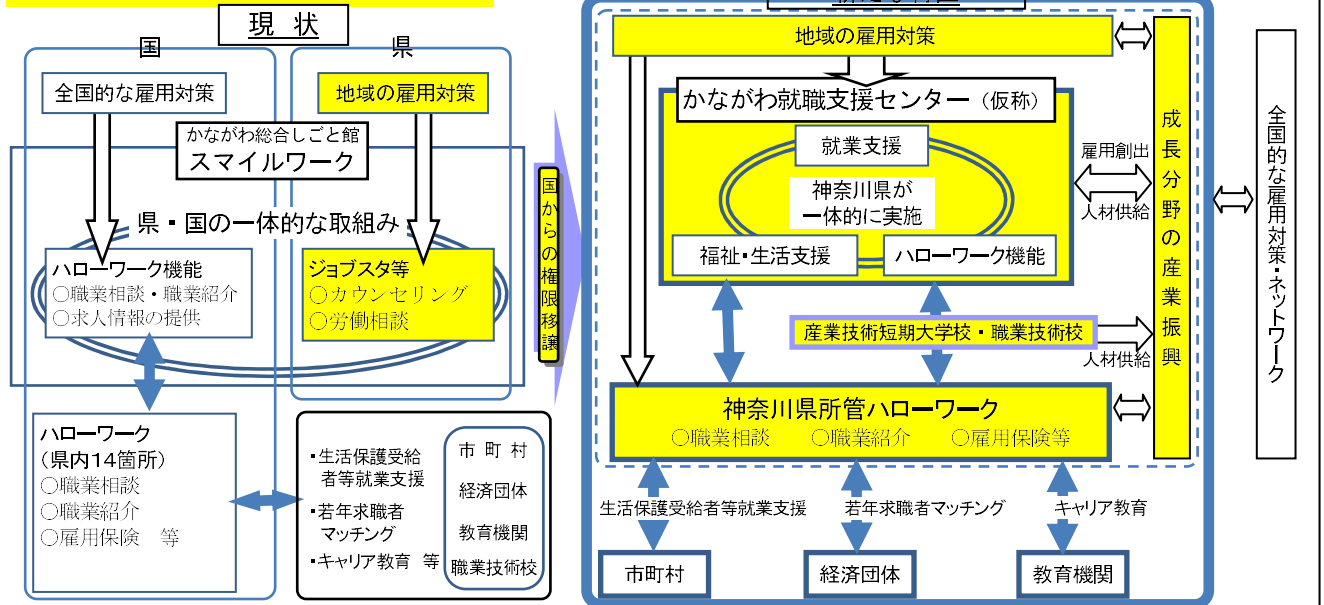
- 国の直轄国道、直轄河川を含めた広域的な都市基盤の一体的な整備・管理
- 道路・河川についての窓口(要望、意見提出、許認可申請など)の一元化
- 道路・河川行政における行政改革効果、維持管理、工事業務部門における一体的管理による効率化等(県民メリット)

- 地域の判断と責任に基づく効率的な維持管理や産業及び観光施策と一体となった整備

(実現に際しての課題)

- 大規模災害時における国の出先機関で相互融通している資機材の利用調整
- 指定都市区域内の直轄国道や直轄河川の管理調整
- 水利権の調整

③雇用対策の一体的実施(例)



(実現をめざすこと)

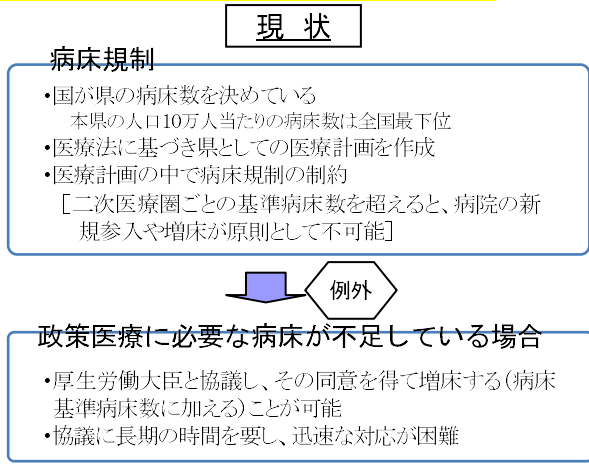
- 市町村との連携による生活保護受給者・生活困窮者への就業支援の強化
- 地域の中小企業団体との連携による求人開拓と若年求職者へのきめ細かな情報提供によるより効果的なマッチングの推進
- 地域主体の産業振興施策による成長分野の雇用創出と一体となった雇用対策の推進(県民メリット)

- 県民一人ひとりの生活状況や希望に応じた就業機会の実現

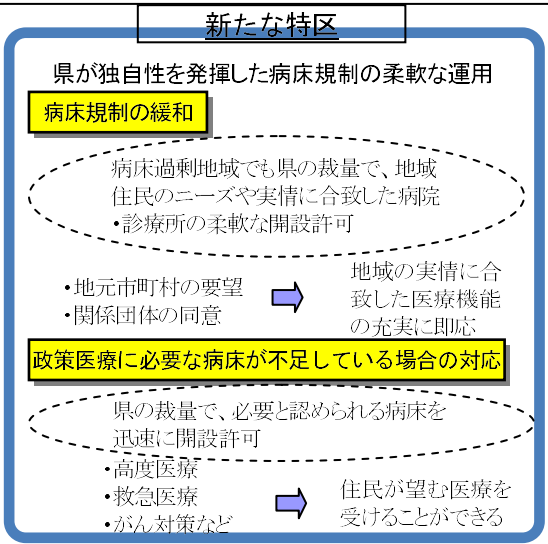
(実現に際しての課題)

- 埼玉県、佐賀県でのハローワーク特区の試行を踏まえた対応
- 全国的雇用対策、他道府県とのネットワーク形成

④病床数の主体的な決定(例)



規制緩和



(実現をめざすこと)

○神奈川の実情に応じた医療サービスの提供

(県民メリット)

○病床過剰地域でも県の裁量で、地域住民のニーズや実情に合致した病院・診療所の開設許可を柔軟に行うことができ、地域の実情に合致した医療機能の充実に即応する

○県の裁量で、必要と認められる病床を迅速に開設許可でき、住民が望む医療を受けることができる

(実現に際しての課題)

○医療従事者の確保・医療費の増大への対応

○病床規制の緩和

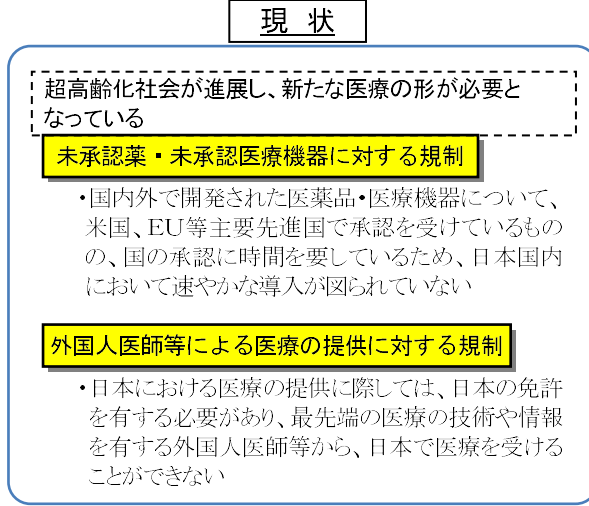
・国が定める全国一律の算定基準や従うべき基準による基準病床数の算定方法の特例措置

・新たな病床開設に対する県としてのルールづくり

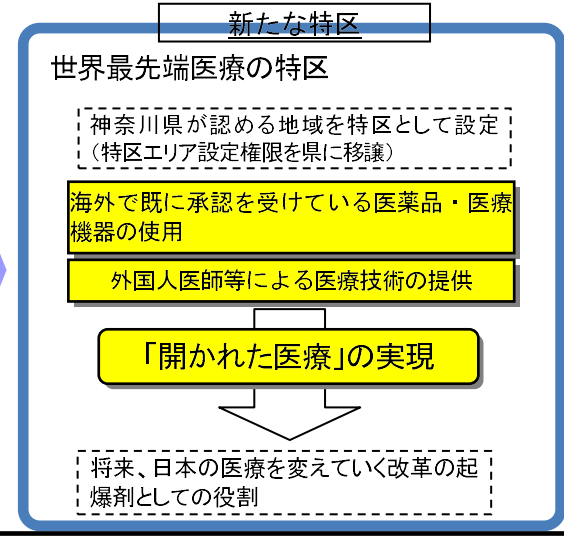
○政策医療に必要な病床が不足している場合の対応

・医療法第30条の4に基づく基準病床数の算定の特例(医療法施行令)の改正

⑤「開かれた医療」の実現(例)



規制緩和



(実現をめざすこと)

○世界の最先端医療の提供(各種規制の緩和による「開かれた医療」の実現)

(県民メリット)

○世界の最先端の医療を享受できる

○県内医療水準の向上

○本県経済の活性化につながる(経済のエンジンを回す取組)

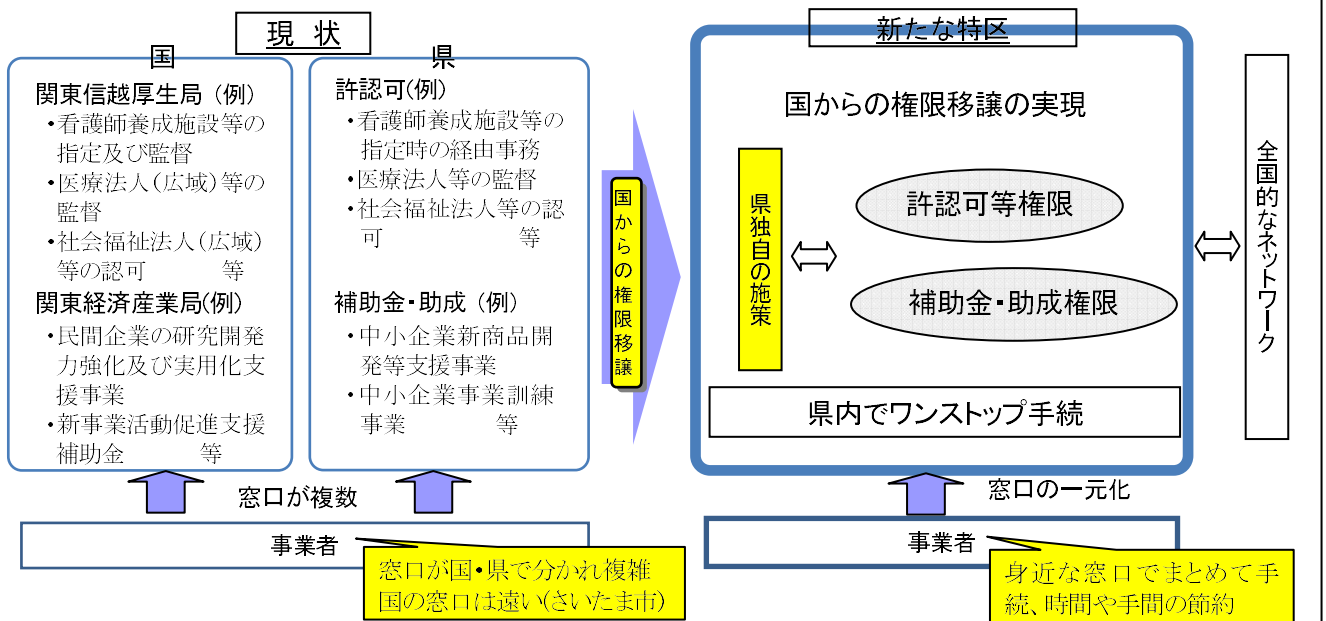
(実現に際しての課題)

○国民皆保険制度との整合性(県独自の保険制度が確立できるか)

○未承認品の使用により、副作用が発生した際の被害救済制度の適用

○医師法、保健師助産師看護師法、薬事法等の抜本的な改正

⑥県内でワンストップ手続の実施(例)



(実現をめざすこと)

- 国の出先機関の許認可等手続の移譲
- 県内でワンストップ手続(許認可、補助金申請等の一元化)の実現

(県民メリット)

- 事業者等の利便性の向上

(実現に際しての課題)

- 都道府県をまたがる手続の場合には、広域連携など都道府県間での緊密な連絡体制の構築と役割分担が必要